

総合研究博物館資料部内規

第1条 九州大学総合研究博物館に、学術標本の管理、運用にあたる資料部を置く。

第2条 資料部は専任教員及び兼任教員で構成される。

第3条 資料部に自然史、文化史、技術史の3部門を置き、各部門に専門分野を置く。

2 専門分野は当分の間、以下のとおりとする。

自然史部門：動物・医動物、植物、昆虫、水生生物、地史古生物、岩石、鉱物、

人類先史、有機化石、地球電磁気、生薬

文化史部門：考古、記録史料、建築史、カルテ資料

技術史部門：資源・素材、機械

第4条 各専門分野に分野主任を置く。

2 分野主任は、当該分野に関係のある兼任教員をもって充てる。なお、必要に応じて博物館の専任教員も分野主任となることができる。

3 分野主任の選出は、各分野の推薦に基づき、館長が委嘱する。

4 分野主任は館長の下に、各分野における学術標本の管理、運用の取りまとめを行う。

5 分野主任の任期は2年とし、補欠の任期は前任者の残任期とする。なお、再任を妨げない。

第5条 博物館に学術標本の管理・運用に関わる諸事項および各分野間の連絡調整を計るため、主任会議を置く。

2 主任会議は各分野主任および博物館専任教員をもって構成する。

3 館長は主任会議を召集し、その議長となる。

附 則

1 この内規は、平成16年4月1日から施行する。

2 この内規施行後最初に任命にされる分野主任の任期は、第4条第5項の規定に関わらず、平成18年3月31日までとする。

附 則

この内規は、平成16年11月22日から施行する。

附 則

この内規は、平成19年11月7日から施行する。